

豊島区保健所長

診療用エックス線装置に関する変更届

下記のとおり、診療用エックス線装置（診察室、従事職員）を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

記

名称	
----	--

診療所

所在地

豊島区 丁目 番 号

電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()

変 更 し た 理 由

變 更 年 月 日

年 月 日

亦

更

L

た

事

項

變更前

変 更 後